

ウォーターサーバーレンタル利用規約 (S5 サーバー・S5-TX サーバー)

第1条(レンタル契約の定義)

本規約において使用する用語の意義は次の各号に定める通りとします。

- (1) 「ゼコー」とは株式会社ゼコーをいいます。
- (2) 「お客様」とはレンタル申込者をいいます。
- (3) 「レンタルサーバー」とは S5 サーバー・S5-TX サーバーをいいます。

第2条(レンタル契約の条件)

レンタル契約の締結にあたっては、お客様が以下の条件についていずれも満たすこととします。

- (1) ゼコーが指定する日本国内発行のクレジットカードに加入しており、同クレジットカードによる決済代行サービスをレンタル料金の決済に使用すること。
- (2) 使用する水はゼコー指定の水(注.1)に限ること。

第3条(レンタル契約の成立)

- (1) レンタル契約は、以下の手順をもって成立するものとします。
 - ① お客様が本規約内容を承諾、同意した上で「ウォーターサーバー レンタル申込サイト」から申込する。
 - ② ゼコーで申込状況が確認でき次第お客様へ内容確認の連絡を行う。
 - ③ 第2条1項で使用するクレジットカードの有効性の確認が取れ次第、お客様の指定する場所へレンタルサーバーの発送を行う。このレンタルサーバーをゼコーが発送した日を契約成立日とする。(以下「契約日」といいます。)
- (2) お客様はレンタルサーバーの引き渡しを受けた日より、本レンタル契約に従ってレンタルサーバーを使用することができます。

第4条(レンタル期間)

- (1) レンタル期間はサーバーの引き渡しを受けた日の2ヶ月後の月の1日より開始します。(以下「レンタル開始日」といいます。)
- (2) お客様から解約の申し出がない限りレンタル契約は毎月自動更新されます。

第5条(レンタル料金)

- (1) レンタル料金はレンタル開始日より発生いたします。
- (2) 「契約日」～「レンタル開始日」間の料金については発生いたしません。
- (3) お客様はゼコーに対して、レンタル開始日からレンタル契約の終了日までレンタル料金を毎月支払うものとします。
- (4) 課金日については以下の通りとします。

| |
|-------------------------|
| レンタル開始月の2ヶ月後の月の1日以後毎月1日 |
|-------------------------|
- (5) 月額レンタル料金について、以下の通りとします。

| | |
|----------|--------------------|
| 月額レンタル料金 | 税抜1,500円(税込1,650円) |
|----------|--------------------|
- (6) 前項のレンタル料金は、1ヶ月単位で計算し、日割計算しません。
- (7) クレジットカードにてレンタル料金のお支払いができなかった場合、翌月の決済時に未納分を合算しお支払いいただくものとします。または、当月中にゼコーが指定する口座にレンタル料金の振り込みを依頼します。振込時に発生する振込手数料についてはお客様負担とします。
- (8) レンタル料金のお支払いがいただけない場合、第11条6項または第13条に則り対応いたします。
- (9) 消費税率の改定があった場合、当該税率に応じた価格改定を行います。

第6条(レンタル契約の終了)

- (1) お客様が諸般の事情でレンタル契約の解約をご希望される場合は、解約日の30日前までに下記番号までお電話にてご連絡ください。このお電話をゼコーが受電した日を「解約申請日」とします。
- (2) その後、レンタルサーバーがゼコーに返却されたことが確認された日(以下「解約日」とします。)をもって、レンタル契約の終了とします。ただし、未納のレンタル料金があった場合にはゼコーからお客様へ未納分のレンタル料金の請求書を送付します。お客様は請求書に記載されたレンタル料金を請求書受領後10日以内にゼコーが指定する口座へ振り込むものとします(請求書受領後10日以内にお振込みのない場合、受領後11日目から起算して完済まで未納額の14.6%の遅延損害金が生じます)。振込時に発生する振込手数料についてはお客様負担とします。

| |
|-------------------------------|
| 株式会社ゼコー：0120-38-1477(フリーダイヤル) |
| ※受付時間 平日9:00~17:00 |
- (3) 解約日をもって課金処理を停止します。
- (4) 本レンタル契約は、いつでもゼコーからの解約ができるものとします。

第7条(レンタルサーバーの引き渡し)

ゼコーはレンタルサーバーをお客様の指定する住所に発送します。配送についてはゼコーが指定する配送業者が行います。

第8条(遵守事項)

お客様はレンタルサーバーご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) レンタルサーバーを取扱説明書に従って使用すること
- (2) レンタルサーバーにゼコー指定のボトル(注.2)以外の物を接続しないこと
- (3) レンタルサーバーにゼコー指定(注.1)以外の水を利用しないこと
- (4) レンタルサーバーの転貸、占有者の変更、改造をしないこと
- (5) レンタルサーバーを善良な管理者の注意を持って使用、保管すること
- (6) 年に1度ゼコーから送付される電解水を使用し、セルフクリーニングを実施すること

第9条(賠償責任)

- (1) お客様または使用者が第8条の遵守事項に反してレンタルサーバーを利用したことによる損害について、ゼコーはいかなる責任も負わないものとします。
- (2) お客様が第8条の事項を遵守したうえでレンタルサーバーを利用したことによる、お客様の責任によらない損害について、ゼコーはお客様に対しレンタル料金の1年分を上限として損害賠償金を支払うものとします。

| | |
|------|---------|
| 上限金額 | 18,000円 |
|------|---------|

- (3) ゼコーの過失によらずレンタルサーバーを紛失・毀損した場合、お客様はゼコーに対しレンタル料金の1年分を上限として損害賠償金を支払うものとします。

| | |
|------|---------|
| 上限金額 | 18,000円 |
|------|---------|

- (4) お客様が第9条3項を理由に解約をご希望される場合は、第10条2項に則り解約手数料を負担するものとします。

第10条(レンタルサーバーの返却)

- (1) お客様はゼコーに対して、解約その他の理由によりレンタル契約を終了する場合、ゼコーの指定する方法で返却するものとします。返却に伴う梱包その他作業はお客様自身で行うものとします。
- (2) お客様の都合によるレンタル開始日を含む24ヶ月目までのレンタル解約の場合、解約手数料20,000円をお客様が負担するものとします。
- (3) 第10条2項について解約申請日に課金処理を行うものとします。ただし、未納の利用料金がある場合は第6条2項に則り対応いたします。

- (4) 解約申請日から1ヶ月を経過してもレンタルサーバーが返却されない場合、お客様はゼコーに対し、1ヶ月毎に以下の金額を損害金として支払うものとします。

| | |
|----|--------|
| 金額 | 5,000円 |
|----|--------|

- (5) 解約申請日から3ヶ月を経過してもレンタルサーバーが返却されない場合、お客様はゼコーに対し、前項の損害金とは別に損害賠償の予定として以下の金額を支払うものとします。

| | |
|----|---------|
| 金額 | 30,000円 |
|----|---------|

- (6) サーバー故障などによる機器交換時の返却についても、返却期限から3ヶ月を経過してもサーバーが返却されない場合、前項と同様とします。

第11条(保守サービス)

- (1) ゼコーはお客様に対して、レンタル期間中にお客様または使用者の責任によらない事由によりレンタルサーバーに性能的障害が発生した場合、ゼコーの選択により、無償にて修理または整備済のレンタルサーバーと取り替えを行います。
- (2) お客様または使用者の故意過失などによる場合は、有償にて修理またはレンタルサーバーの取り替えを行います。
- (3) 契約日より1年経過後に、ゼコーはお客様に対して電解水をお送りします。(以降は初回送付日より1年経過毎にセルフクリーニングキットをお送りします)
- (4) セルフクリーニングキットを用いたセルフクリーニングについてはお客様自身で行うものとします。
- (5) セルフクリーニングを行わず、レンタルサーバーを長期間使用された際の衛生については清潔・安全状態でのご利用が保証出来ません。セルフクリーニングを行わなかったことよって発生した損害について、ゼコーは一切責任を負いかねます。
- (6) レンタル料金の延滞・未払がある場合は、セルフクリーニングキットの送付サービスが実施できない場合がございますのでご注意ください。

第12条(反社会的勢力排除事項)

- (1) お客様は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。
 - ア 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用してると認められる関係を有すること
 - エ 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客様には、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約していただきます。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

第13条(契約解除条項)

- (1) ゼコーは以下の場合には、事前の通知なくお客様に対してレンタルサーバー返却の上、契約の解除を求めることができるものとします。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② レンタル料金を2回延滞し、かつゼコーからの支払の督促に応じない場合
 - ③ お客様が前条に定める反社会的勢力等に属し、又は関係を有することが判明した場合
 - ④ その他、本サービスの利用が適当でない判断した場合
- (2) ゼコーは、本条に基づきゼコーが行った契約解除によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第14条(個人情報の取扱い)

個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の取り扱いについて」の通りに取扱います。

第15条(規約の変更・承認)

- (1) ゼコーは必要に応じ、本規約を変更、追加することができます。
- (2) お客様に対して本規約変更の通知が送達された後、お客様から解約の申し出がない場合は、変更事項を承認したものとみなします。

第16条(管轄裁判所)

この契約に関する全ての係争についてはゼコーの本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。

(注.1) 「アビュア RO 水」、「ナチュラル・アビュア 阿蘇の水」

(注.2) 「アビュア専用1ガロンボトル(品番:BS-1B)」「アビュア専用3ガロンボトル(品番:BL-3B)」「ナチュラル・アビュア 阿蘇の水」